

令和7(2025)年度

介護サービス事業者に対する集団説明会

〔(介護予防)通所リハビリテーション〕



栃木県保健福祉部指導監査課

資料の構成

各ページごとに **事例** **指導・ポイント** **基準** の順に掲載しています。

※音声の説明は原則、事例及び指導・ポイントについて行います。基準は、必要に応じてご自身で確認してください。

※説明内容を示すページと事例等を掲載するページの2ページごとのセットになっております。なお、追加の資料等がある場合は3ページ以上になっている場合もあります。

運営に関する基準

1 心身の状況等の把握

事例

- 当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者が開催するサービス担当者会議に出席しているが記録がない。

指導・ポイント

- サービス担当者会議の記録を作成すること。
- 当該記録には、サービス担当者会議において把握した利用者の心身の状況、置かれている環境、他のサービスの利用状況等のほか、会議日時、参集者等の情報について記載すること。

（居宅介護（介護予防）支援事業者から会議録の写しを求めることでも差し支えない。）

基準

【居宅基準省令第119条で準用する第13条】

2 利用料の受領（その他の日常生活費）

事例

- 日常生活費及び教養娯楽費として、運営規程に対象品目を記載し、その費用の支払いを利用者から受けているが、対象品目にレクリエーションで全員が使用する文房具等が記載されていた。

指導・ポイント

- その他の日常生活費については、利用者に対して一律に提供し、画一的に徴収すべきものではないとされていることから、内容（対象品目）等を点検し、利用者又は家族の希望を確認した上で便宜の提供を行い、実費の支払いを受けること。

基準

【居宅基準省令第119条で準用する第96条第3項】

【居宅基準解釈通知第3の六の3(1)②】

【通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）】

3 勤務体制の確保等（職員研修）

事例

- 認知症介護基礎研修未受講の職員が見受けられた。

指導・ポイント

- 直接処遇職員のうち無資格者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

基準

【居宅基準省令第119条で準用する第101条第3項】

【居宅基準解釈通知第3の2の3の(6)の③】

4 衛生管理等

事例

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していない。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていない。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施していない。

指導・ポイント

- 上記委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 上記指針を整備すること。
- 上記研修及び訓練を定期的にそれぞれ実施すること。

基準

【居宅基準省令第118条第2項】

【居宅基準解釈通知第3の六の3の(8)の②】

5 非常災害対策（1 / 4）

事例

- 震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるための計画を作成していない。

指導・ポイント

- 非常災害対策計画（非常災害に備えるため、周辺の地域の環境及び利用者の特性等を踏まえ、利用者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画）を策定すること。

基準

【居宅基準条例第5条第1項】

【介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

(平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号)】

5 非常災害対策 (2 / 4)

事例

- 定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練が行われていない。
- 訓練を実施しているが、実施結果の記録がない。

指導・ポイント

- 策定した非常災害対策計画に基づき、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を実施すること。
- 訓練実施後は、その結果を検証し記録を残すこと。また、検証結果等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこと。

基準

【居宅基準条例第5条第3項、第5項】

5 非常災害対策 (3 / 4)

事例

- 訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるための連携に必要な取組を行っていない。

指導・ポイント

- 地域住民に施設の構造や利用者等の実態を認識してもらい、災害時の協力体制を確保しておくため、訓練へ地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

基準

【居宅基準条例第5条第4項】

5 非常災害対策 (4 / 4)

事例

- 水防法に基づく洪水浸水想定区域内・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に位置し、要配慮者利用施設に指定されているが、避難確保計画を作成していない。

指導・ポイント

- 要配慮者利用施設に指定されている場合は、水防法・土砂災害防止法に基づく避難確保計画を作成し、市町に提出するとともに、当該計画に基づく訓練を定期的（年1回以上）実施し、その結果を同市町へ報告すること。

基準

【水防法（昭和24年法律第193号）第15条の3】

【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条の2】

6 秘密保持等

事例

- サービス担当者会議等において、利用者家族の個人情報を用いる場合の同意について、利用者の代理人のみの立場から同意を得ていた。

指導・ポイント

- サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を使用する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。

基準

【居宅基準省令第119条で準用する第33条第3項】

介護報酬

1 リハビリテーションマネジメント加算 (1 / 2)

事例

- 利用者の居宅訪問について、理学療法士等が居宅訪問した記録は作成されているものの、家族への指導及び助言を行った記録が確認できなかった。

指導・ポイント

- 理学療法士等が利用者の居宅を訪問した際は、その家族等に対して、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行い、報告書等にその内容を記録すること。

基準

【大臣基準告示第25号イ(5)】

1 リハビリテーションマネジメント加算 (2 / 2)

事例

- 通所リハビリテーション計画の説明は、当該事業所の理学療法士が利用者又はその家族に対し行っているが、理学療法士が説明した際の要件である、その説明内容を医師に報告した記録を確認できなかった。

指導・ポイント

- 通所リハビリテーション計画については、計画作成に関与した医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、医師以外が説明した場合、内容について医師へ報告し記録すること。

基準

【大臣基準告示第25号イ(2)】

2 短期集中個別リハビリテーション実施加算

事例

- 退院日から3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行っているが、具体的なリハビリテーション提供時間の記録がない。

指導・ポイント

- 短期集中個別リハビリテーション実施加算は、退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、1週につきおおむね2日以上、1日当たり40分以上リハビリテーションを実施していることが要件なので、具体的なリハビリテーション提供時間の記録を整備すること。

基準

【居宅報酬留意事項通知第2の8(14)】

資料の確認報告のお願い

集団説明会の資料を確認された方は、確認報告をお願いします。

本動画掲載ページと同じページに、確認報告へのリンクを用意しておりますので、案内に従って入力をお願いします。

報告期限は、令和8年6月30日（火）となっています。

- ※ 資料の掲載は、報告期限後も一定期間継続しますのでご活用ください。
- ※ 確認報告につきましては、報告いただいたかを後日照会する場合がございます。